

(案)
(仮称) みうらジェンダー平等プラン
(第4次みうら男女共同参画プラン)
2026 (令和8) 年度~2030 (令和12) 年度

ひとりひとりが
おたがいに尊重し合い
幸せに暮らせる社会の実現

2026 (令和8) 年1月
三浦市

目次

I 計画の基本的考え方	
1 改定の趣旨と背景	1
2 計画の性格	1
II 現状と課題	
1 国際社会の情勢	3
2 国の動向	3
3 県の動向	5
4 三浦市の人口の推移	6
5 三浦市の現状と課題	7
III 計画の内容	
1 基本目標	11
2 基本理念	11
3 重点目標	11
4 計画の期間	11
5 数値目標	12
6 進行管理	12
IV 体系図	13
V 具体的な取組み	
重点目標1 誰もがあらゆる分野で主体的に参画できる機会の促進	15
施策の基本方向1 あらゆる分野における女性の活躍促進	15
施策の基本方向2 地域活動におけるジェンダー平等の促進	16
重点目標2 誰もが活躍でき、働きやすい環境づくりの促進	17
施策の基本方向1 働きやすい環境づくりの整備	17
施策の基本方向2 職業生活における活躍支援	18
重点目標3 誰もが心身ともに健やかで、安心して過ごせるくらしの支援	19
施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶と相談体制の確保	19
施策の基本方向2 困難な問題を抱える女性等に対する支援	23
施策の基本方向3 生涯にわたり心身の健康を保持するための活動 の支援	25

重点目標4	ジェンダー平等の実現に向けた意識改革と基盤整備	26
施策の基本方向1	固定的性別役割分担意識等解消のための意識改 革と制度の整備	26
施策の基本方向2	こども・若年層へのジェンダー平等意識の育成	27

ジェンダーとは

ジェンダーとは、日本語では「社会的性別」と訳されます。

たとえば、「男の子は青、女の子はピンク」とか、「お父さんは会社で働いて、お母さんは家で家事をする」というように、男女の違いによって、周りの人が無意識に抱くイメージや役割分担があります。

このように身体的な性別に対して、社会の中で「男性らしい」あるいは「女性らしい」とされている役割や行動、考え方や見た目などがあることを、社会的性別＝ジェンダーといいます。



I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨と背景

三浦市では、2000（平成12）年3月に「みうら男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」を策定し、その後、平成23年3月、2021（令和3）年3月に改定を重ね、現在は2025（令和7）年度までを計画期間とする「第3次プラン」に基づき男女共同参画の推進に取り組んできました。

国においては、1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、また、この法律に基づき、「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」の実現を目指して「男女共同参画基本計画」が2000（平成12）年12月に閣議決定され、その後も改定を重ねて、現在は「第5次男女共同参画基本計画」に基づき様々な施策が展開されています。

近年では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、女性支援の枠組みが抜本的に改正され、また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、男性の育児休業の取得促進やテレワークなどの柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されるなど、男女共同参画を推進するための法制度は徐々に整えられています。

一方で、世界経済フォーラムが2025（令和7）年に公表した各国の男女格差を表すジェンダーギャップ指数では、日本は148カ国中118位と非常に低い順位であり、特に「政治」「経済」分野での順位の低さが際立っています。

これは、長年にわたり国や地方自治体が男女共同参画推進の取り組みを行っているにも関わらず、固定的性別役割分担意識が根強く残り、また、職業生活における女性の活躍の推進が進んでいないことを物語っています。

三浦市でも、第3次プランでは、男女共同参画の認識やプランの内容が市民や市職員に浸透することを第一に取り組んできましたが、2024（令和6）年に実施した市民アンケート調査では、プランの認知度は、5年前の調査と比べてほとんど変わらず、男女共同参画の推進のために取組の継続が必要な状況が明らかになりました。

第3次プランは計画期間が満了することから、このような背景を踏まえ、法令や国・神奈川県計画を勘案しつつ、これまで進めてきた「男女共同参画社会の実現」から、さらに市全体で「性別に関わらず、すべての人が尊重され、個性や能力を発揮でき、充実した生活を送ることができる社会の実現」(=ジェンダー平等社会の実現)を目指し、三浦市役所でも更なる取り組みを実施するため、プランを改定します。

2 計画の性格

本プランの国等の施策との関係は以下のとおりです。

- (1) 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年12月閣議決定、2023（令和5）年12月一部変更閣議決定）」や神奈川県の「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」を勘案して策

定した、本市のジェンダー平等社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

- (2) 本プランの一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) 本プランの一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 本プランの一部は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する「市町村基本計画」として位置づけます。
- (5) 本プランは、三浦市の上位計画である「第5次三浦市総合計画」を補完する個別計画であり総合計画との整合性を図り策定するものであるとともに、本市のジェンダー平等社会の実現を市民、事業者、各種団体及び行政が一体となって目指すためのプランです。

ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等とは、性別に関わらず、すべての人が平等な権利、責任、機会を持ち、個人の能力や個性を十分に発揮できる社会を目指す考え方です。

これは「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という社会的・文化的な固定観念(ジェンダー役割)を取り払い、教育、仕事、政治参加、家庭生活などあらゆる場面で、性差を理由とした不利益や差別をなくし、誰もが尊重される状態を指します。

SDGs 目標5でも掲げられており、基本的な人権であり、持続可能な社会の実現に不可欠とされています。



II 現状と課題

ここでは、本市におけるジェンダー平等社会実現に向けて具体的に取り組むべき内容を検討するため、現在の国際社会の情勢や、国・県の動向を整理し、2024（令和6）年度に本市で実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果（以下「R6市民アンケート結果」という。）を踏まえ、本市の現状と課題を以下に記述しています。

1 国際社会の情勢

2015（平成27）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」は国際社会全体の開発目標であり、2030（令和12）年を期限とする17の目標が設定されました。この17の目標のうち「目標5 ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）の平等を実現しよう」は、世界人口の半数を占める女性と女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、多くの国や途上国が抱える経済成長、貧困や教育といったさまざまな課題を解決することができるため、重要な目標とされています。この目標5では、ターゲットの中にも「女性」という言葉が多いですが、世界が抱えているジェンダー課題は「女性」であるとか「男性」であるといった身体的な性別の差別に関するものだけではありません。「女性」の問題だけではないジェンダー平等については、LGBTQ+（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、クィア／トランスジェンダー、クエスチョニング、ここに当てはまらない多様な性）も含めた多様性の視点も重要となります。

毎年、世界経済フォーラムが発表する社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数2025」において、日本の順位は148カ国中118位で、G7（主要先進国）の中では引き続き最下位となっています。「教育」と「健康」の分野では世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の分野における順位の低さが目立っており、国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。

2 国の動向

国では、1999（平成11）年に男女共同参画社会基本法が制定され、社会のあらゆる分野において施策や法整備が行われてきました。

時 期	内 容
1999 （平成11）年	「男女共同参画社会基本法」施行 ・男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
2001 （平成13）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」施行 ・配偶者からの暴力に係る相談、保護、自立支援等の体制が整備
2015 （平成27）年	「女性活躍推進法」施行 ・女性の活躍の推進に関する行動計画の策定等が義務付け

2019 (平成31)年	<p>「女性活躍推進法」改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定等の義務化が拡大
2018 (平成30)年	<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方議会の選挙において、候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則としている。
2019 (平成31)年	<p>「働き方改革関連法」</p> <p>①時間外労働の上限規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定 <p>②年次有給休暇の取得義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対して、年5日は、使用者が時季を指定して取得させることが義務付け
2020 (令和2)年	<p>「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の男女共同参画部局及び防災・危機管理担当部局がより密接に連携し、防災に関する施策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等の取り組みを進める
2020 (令和2)年	<p>「第5次男女共同参画基本計画」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針として目指すべき社会は次のとおり <p>①男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</p> <p>②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</p> <p>③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</p> <p>④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と強調する社会</p>
2024 (令和6)年	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築

<p>2025 (令和7)年</p>	<p>「(育児・介護休業法改正)」段階的に施行 ・男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を 2025 (令和7) 年 4 月 1 日から段階的に施行 (2025 (令和7) 年 4 月 1 日から施行) ①子の看護休暇の見直し ②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大③短時間勤務制度(3 歳未満)の代替措置にテレワーク追加 ④育児のためのテレワーク導入 ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大 ⑥介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 ⑦介護離職防止のための雇用環境整備 ⑧介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 ⑨介護のためのテレワーク導入 (2025 (令和7) 年 10 月 1 日から施行) ⑩柔軟な働き方を実現するための措置等 ⑪仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮</p>
------------------------	--

3 県の動向

<p>2023 (令和5)年</p>	<p>「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)ーすべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へー」策定 ・神奈川県では、性別にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いており、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は未だ十分とはいえない ・また、DVや性暴力の被害、ひとり親世帯等の経済的困窮、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱える方等への寄り添った支援が引き続き求められている ・こうした背景を踏まえ、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、より実効性のある取り組みを行うため、プランを改定</p>
------------------------	---

コラム

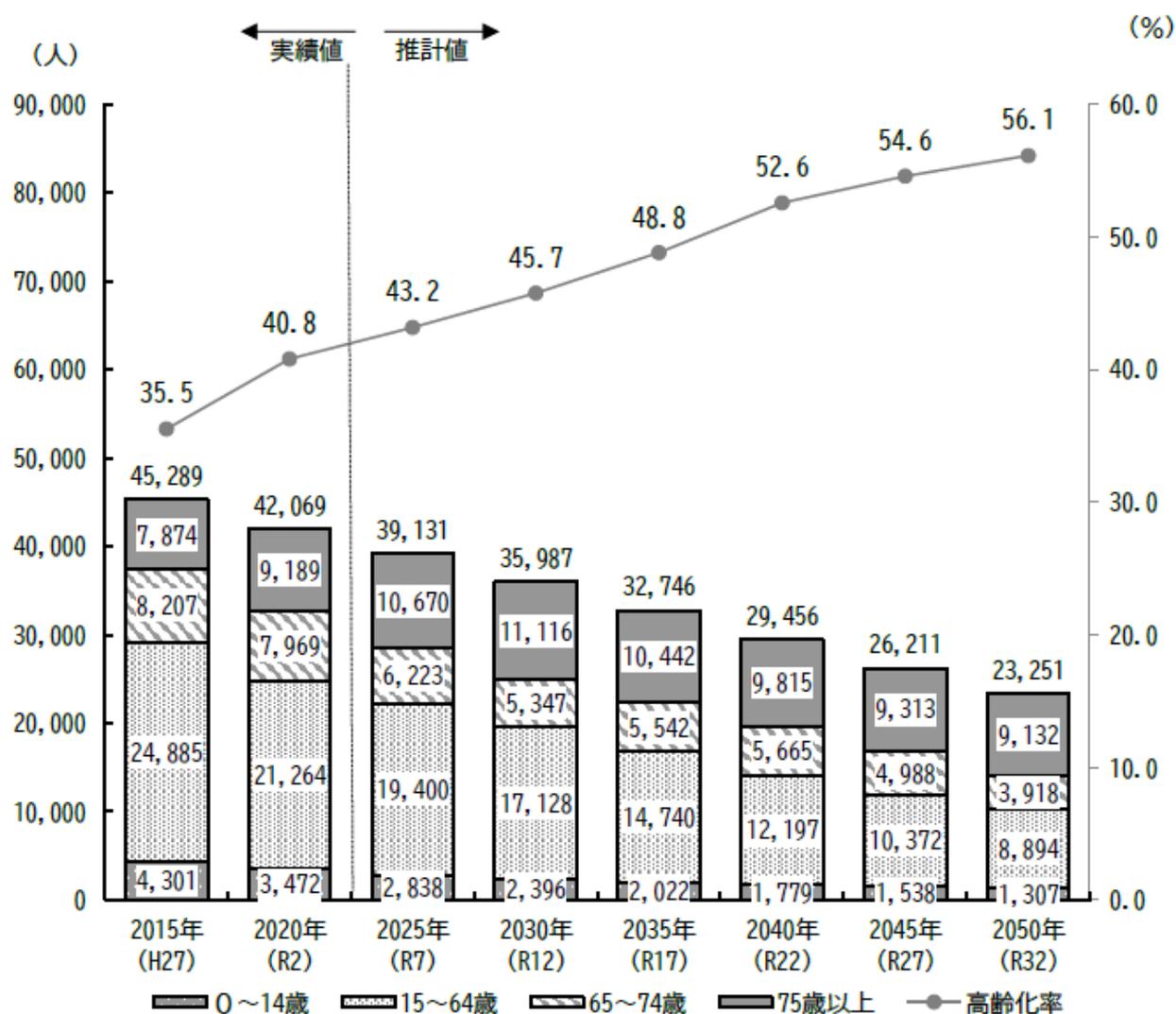
4 三浦市の人口の推移

三浦市の人口は、平成6年をピークに減少傾向にあり、2025（令和7）年4月1日現在、39,141人（男：18,719人、女：20,422人）となっています。今後も減少傾向が続き、2040年（令和22年）には30,000人を割り込むことが見込まれます。

将来の人口を年齢4区分で見ると、老年人口のうち75歳以上については2030（令和12）年まで増加することが見込まれるとともに、高齢化率は年々上昇し、2035年（令和17年）には約49%と、人口の約半数が高齢者になると見込まれます。

一方で、年少人口、生産年齢人口については減少が続くことが予測され、人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与えるおそれがあります。

【図表1 三浦市の将来推計人口の推移】



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
注）年齢不詳を含むため、合計が合わない場合があります。

5 三浦市の現状と課題

(1) ジェンダー平等の推進及びプランの認知度

本市では、2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査（以下、「R1市民アンケート結果」という。）の結果、「男女共同参画プラン」の存在自体が市民の皆さまに浸透していないことが分かり、男女共同参画（ジェンダー平等）の認識やプランの内容が市民や市職員に浸透することを第一に取り組んできました。しかし、R6市民アンケート結果のうち、「三浦市に「第3次みうら男女共同参画プラン」という計画があることを知っていますか」という設問の結果では、「はい」と回答した割合が7.5%であり、R1市民アンケート結果からほとんど変わっていないことが分かりました。

そのため、改めてこれまでの取り組みについて見直し、効果的な周知・啓発を検討するとともに、継続的な取り組みを行っていく必要があります。

三浦市に「みうら男女共同参画プラン」という計画があることを知っていますか

	はい	いいえ
R1	7.0%	93.0%
R6	7.5%	92.5%

※R1は小数点以下を四捨五入して掲載しています。

(2) あらゆる分野における男女の平等【重点目標1へ】

R6市民アンケート結果では、現在の男女の地位について、「家庭」や「学校」では男女の地位が平等と回答した割合が最も高く、いずれも全体の4割以上だったのに対し、「職場」、「地域、区・自治会活動」、「社会通念、風潮」、「法律制度上」の各項目では「どちらかといえば男性優位」と回答した割合が最も高く、特に「社会通念、風潮」では約7割の方が「どちらかといえば男性優位」と回答しています。

また、「今後男女があらゆる分野で平等になるために、もっとも重要と思うこと」については、「女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣、しきたりを改めること」が全体の約36%と最も高い結果でした。

現状では、男性優位と感じられる場面が依然として高く、今後はさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣、社会的構造を改めることが求められています。

あなたは、現在の男女の地位についてどう思いますか。(R6/R1)(単位:%)

※R1は小数点以下を四捨五入して掲載しています。	どちらかといえば男性優位	平等	どちらかといえば女性優位	分からない
1 家庭で	35.1/36.0	43.6/44.0	13.3/16.0	8.0/4.0
2 職場で	44.1/51.0	35.3/35.0	4.9/6.0	15.7/8.0
3 学校で	13.4/14.0	49.0/49.0	3.1/4.0	34.5/33.0
4 地域、区・自治会活動で	39.0/36.0	27.8/30.0	4.4/7.0	28.8/26.0
5 社会通念、風潮で	72.0/66.0	11.1/20.0	5.3/4.0	11.6/10.0
6 法律制度上で	48.1/47.0	29.8/30.0	4.3/7.0	17.8/16.0
7 全体的に見て	65.9/63.0	16.8/20.0	3.8/3.0	13.5/14.0

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進【重点目標2へ】

共に勤めのある夫婦が「育児」「看護」「介護」の休暇・休業を取ることにについて「夫婦同程度」と回答した割合は、R1市民アンケート結果ではいずれも20%以下であったのに対し、R6市民アンケート結果では28～30%と増加していることから、育児・介護休業法の改正などにより、男性の育児や看護・介護の休暇・休業の取得が少しずつ浸透してきているようです。

一方、育児休業や介護休業を取る男性は、女性に比べて依然として少ないのが現状です。その理由について、「職場からの理解を得られないから」という回答は、R1市民アンケート結果の33%に対し、R6市民アンケート結果は24.7%と減少しています。しかし、「職場の同僚に負担をかけ申し訳ないと思うから」という回答は、R1市民アンケート結果の9%に対し、R6市民アンケート結果は15.5%と増加しています。育児・介護休業の制度が整備されてきている一方で、休業を取ることに、依然として「申し訳ない」という感情を持っている方が一定数いることが分かります。そのため、男女ともに育児・介護休業をより一層取得しやすい職場環境づくりが必要です。

育児・看護・介護休暇・休業を実際に取得しましたか/取得できそうですか

配偶者のいる方で、共働きの方(R6/R1)(単位:%) ※R1は小数点以下を四捨五入して掲載しています。

	主に夫	主に妻	夫婦同程度	どちらも取れない	その他
1 育児	1.2/7.0	65.9/37.0	28.1/15.0	2.4/21.0	2.4/20.0
2 看護	2.5/9.0	53.1/31.0	29.6/19.0	9.9/21.0	4.9/19.0
3 介護	3.7/9.0	42.5/27.0	30.0/19.0	10.0/19.0	13.8/21.0

女性に比べて育児休業や介護休業を取る男性が少ない理由についてあなたの考えに最も近いもの(R6/R1)(単位:%) ※R1は小数点以下を四捨五入して掲載しています。

1 職場からの理解を得られないから	24.7/33.0
2 職場の同僚に負担をかけ申し訳ないと思うから	15.5/9.0
3 昇進や昇給に影響する恐れがあるから	8.8/7.0
4 休業後の職場復帰に不安があるから	7.2/8.0
5 仕事の量が多いから	3.6/4.0
6 仕事の責任が重いから	7.2/7.0
7 休業中は収入が少なくなり、家計を維持できないから	21.1/22.0
8 女性の方が育児や介護に向いているから	2.6/5.0
9 その他 ()	9.3/5.0

ワーク・ライフ・バランス

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事とプライベートな生活(育児、介護、趣味、地域活動など)の調和が取れている状態を指します。

単に「仕事」か「仕事以外の生活」かの二者択一ではなく、仕事に費やす時間・エネルギーと、家庭や趣味、健康などに費やす時間・エネルギーをバランスよく調整し、両方を充実させることを目指し、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を意味します。

(4) DV相談窓口の周知【重点目標3へ】

DVを経験したり、身近で見聞きしたりしたことがあるか、という問いに対し、約18%が「暴力を受けたことがある」と回答し、そのうち「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した方が約32%でした。また、市では女性のためのDV相談及び一般相談の窓口を設けていますが、R6市民アンケート結果では、DVに関して相談できる機関を「知らない」と回答した方が約60%、市役所に「相談窓口があることを知らなかった」と回答した方が約80%となりました。DV被害にあった場合や、さまざまな困りごとについて、当事者が孤立することなく安心して相談できる窓口を設置していますが、現状では認知度が低いことが分かりました。

改めて相談窓口の周知方法などについて見直し、継続的な取り組みを行っていく必要があります。

あなたは、DVを経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。(複数回答可)

1 暴力を受けたことがある⇒内訳(複数回答可)(身体的 36.8%・心理的 73.7%・経済的 13.2%・社会的 7.9%・性的 7.9%)	17.8%
2 暴力をふるったことがある	3.8%
3 身近に暴力を受けた当事者がいる	17.8%
4 身近な人から相談を受けたことがある	5.6%
5 暴力について身近な人から見聞きしたことはない	56.3%
6 その他()	5.6%

DVに関して相談できる機関を知っていますか。

1 はい 39.4%	2 いいえ 60.6%
------------	-------------

本市の女性相談窓口について

1 相談窓口があることを知らなかった	79.6%
2 (女性)相談窓口があることは知っていて、困ったことがあったら女性相談窓口を利用したい (男性)困った女性がいたら女性相談窓口を紹介したい	14.1%
3 相談窓口があることは知っているが使いにくい(理由:)	4.4%
4 その他()	1.9%

DV相談・女性相談 窓口

三浦市役所では、夫や恋人など親しい関係にある人から受けるDV、夫婦や家族間のトラブル、セクシャル・ハラスメントなど女性の悩み全般を受け付ける相談窓口を設置しています。

女性相談員が、プライバシーや身の安全に配慮して、問題解決に向けてあなたと一緒に考え、気持ちの整理のお手伝いや情報提供をいたします。相談時間は一人あたり1時間です。(予約制)

【女性相談支援員による相談】毎月 第2・第4水曜日 10時～12時、13時～15時

※上記時間以外の月曜日から金曜日(祝日、年末年始は除く)8:30 から 17:15 までは、担当職員が対応いたします。

【予約・問合せ】三浦市市民協働課 046-882-1111

(5) 固定的性別役割分担意識の解消【重点目標4へ】

「家族のあり方について、「男性は仕事、女性は家庭」がよいと思いますか。」という設問に対し、R6市民アンケート結果では「思う」と回答した方は約14%でした。また、「日常的な家庭の仕事の分担」のうち「家事」について「A理想」が「夫婦共同」という回答が約80%だったのに対し、「B現実」は約30%にとどまりました。この結果から、日常的な家庭の仕事の役割分担には「理想」と「現実」の差があり、また、家事の分担が「主に妻」が理想であるとした回答も約14%あることから、他の項目に比べ、家事は「女性の役割」という意識が依然として残っている結果となっています。

日常的な家庭の仕事の分担について

	A理想（全員回答）（単位：％）					B現実（配偶者がいる方）（単位：％）				
	主に夫	主に妻	夫婦共同	外夫との家族	その他	主に夫	主に妻	夫婦共同	外夫との家族	その他
1 家事 ※	0.0	13.7	80.2	1.5	4.6	1.5	69.8	27.9	0.0	0.8
2 育児	0.0	10.8	84.1	1.0	4.1	0.0	49.2	42.7	0.0	8.1
3 介護・看護	0.5	2.0	87.2	2.6	7.7	0.8	38.4	44.0	2.4	14.4
4 地域活動 (自治会、PTA等)	4.6	6.2	81.5	1.5	6.2	9.5	42.1	40.5	0.0	7.9

※家事・・・掃除、洗濯、食事の支度・片付け、買い物等

(6) 多様な性の尊重【重点目標4へ】

「性的少数派(LGBTQ等)という言葉を知っていますか」という設問について、「はい」と回答した方は86.9%であり、多数の方に認知されていることが分かりました。

「LGBTQ等の方々に対する偏見や差別がある場合、LGBTQ等の方々暮らしやすくなるために必要な対策」については、「当事者が相談できる窓口等を充実させ、その存在を周知する」(42.3%)、「市民が性別に関する偏見や先入観を持たないように心掛ける」(38.5%)、「生徒や市民への対応を想定し、小中高等の学校教員や行政職員への研修等を行う」(29.1%)などが主な回答としてありました。

性的多様性(LGBTQ等)の方々暮らしやすくなるために必要な対策

1 行政が市民等へ周知啓発を行う	20.7%
2 当事者が相談できる窓口等を充実させ、その存在を周知する	42.3%
3 生徒や市民への対応を想定し、小中高等の学校教員や行政職員への研修等を行う	29.1%
4 当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う	16.9%
5 企業が、働きやすい職場環境づくりの取組をする	24.9%
6 行政がパートナーシップ制度を拡充、周知する	26.8%
7 市民が性別に関する偏見や先入観を持たないように心掛ける	38.5%
8 家庭内で子どもへの教育に取り入れる	14.1%
9 市民は当事者のことを理解しつつ特に何もしない	18.8%
10 分からない	16.0%
11 その他()	4.7%

Ⅲ 計画の内容

1 基本目標

ひとりひとりが おたがいに尊重し合い 幸せに暮らせる社会の実現

人生のさまざまなシーンで、市民ひとりひとりが性別にかかわらず多様性を認め、自らの意志で行動できるよう、お互いを尊重し合い、助け合い、支え合い、喜びを分かち合い、幸せに暮らしていける社会の実現を目指します。

この基本目標を達成するため、ジェンダー平等に関する各法律、国の「男女共同参画基本計画」、神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン」等を勘案し、4つの基本理念と4つの重点目標を以下のとおり掲げます。

2 基本理念

三浦市は、次の4つの基本理念に基づき、神奈川県、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

(1) 多様な性のあり方の尊重と相互理解

性別による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の能力を発揮できるようにすること

(2) あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別に捉わられることなく、意志決定過程に共同して参画できるようにすること

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

(4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、すべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 重点目標

各種課題を踏まえ、基本目標、基本理念に基づき、次の4項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標1：誰もがあらゆる分野で主体的に参画できる機会の促進

重点目標2：誰もが活躍でき、働きやすい環境づくりの促進

重点目標3：誰もが心身ともに健やかで、安心して過ごせるくらしの支援

重点目標4：ジェンダー平等の実現に向けた意識改革と基盤整備

4 計画の期間

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

5 数値目標

重点目標	指標	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2030(令和12)年度
重点目標1	みうらジェンダー平等(男女共同参画)プランの認知度(※1)	7.5%	20%以上
重点目標1	管理・監督職に占める女性職員比率(三浦市役所職員)(※2)	19.85%	20%以上
重点目標1	市が条例等で設置する審議会等への女性の参加率(※3)	28.4%	40%以上 60%以下
重点目標1	全避難所運営委員会組織への女性の参加率	13%	25%以上
重点目標2	男性の育児休業の取得率(三浦市役所職員)(※2)	60%	100%
重点目標2	保育所等の保留児童数	26人	0人
重点目標3	「DVIに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合(※1)	38.5%	50%以上
重点目標4	「男性は仕事、女性は家庭」がよいという固定的性別役割分担意識の解消(※1)	13.9%	7%以下

※1 男女共同参画に関する市民アンケート(2024(令和6)年11月実施)数値

※2 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況調査数値

※3 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査数値

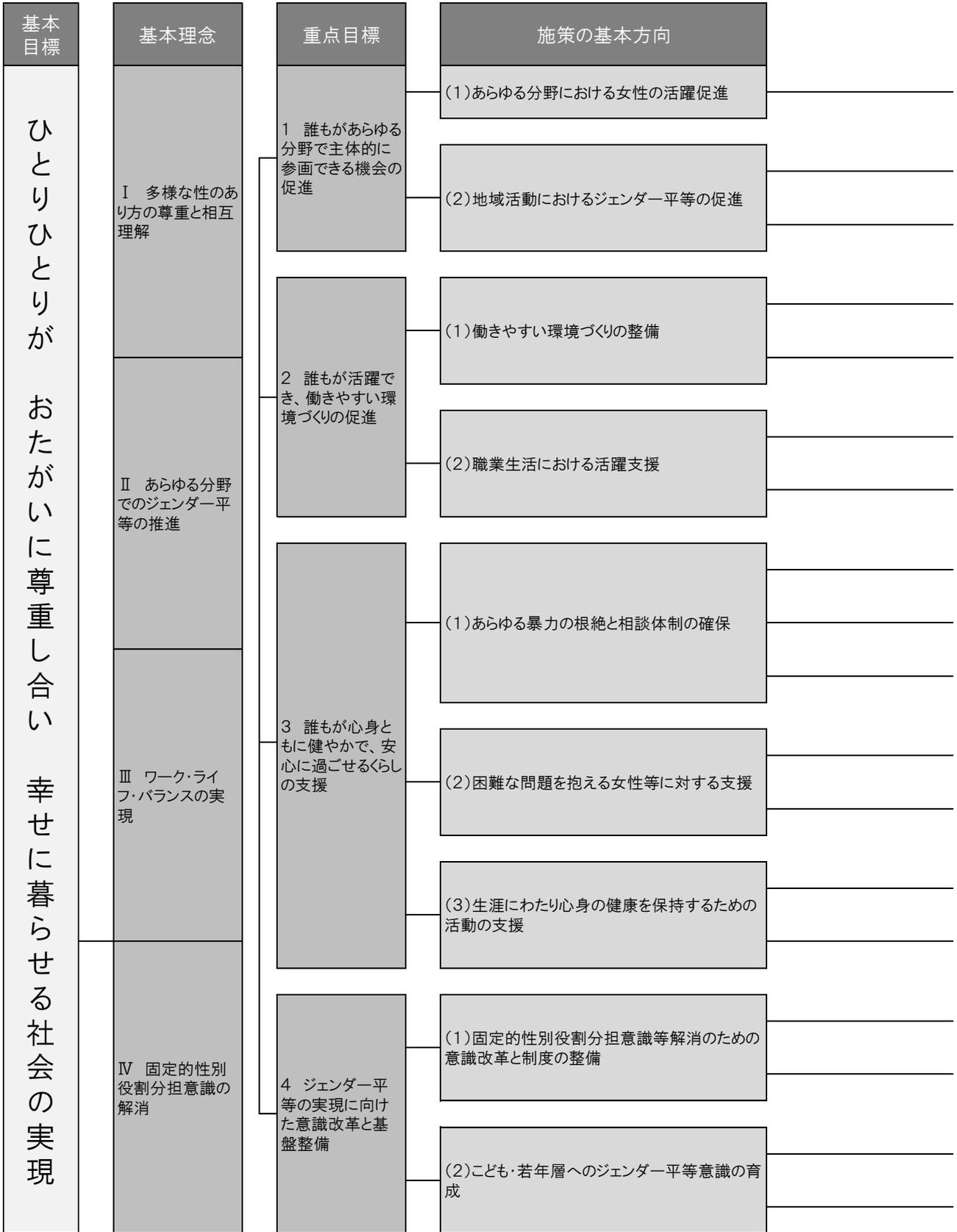
6 進行管理

(1) 計画の進行管理・評価、また意見の提供は、三浦市ジェンダー平等社会形成推進会議(仮)及び三浦市ジェンダー平等懇談会(仮)が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。

(2) 毎年度、ジェンダー平等推進プランの進捗状況をとりとまとめ、結果を公表します。

(3) 市民のジェンダー平等に関する意識を把握するため、数値目標に掲げている項目を含めた市民アンケートを次期プラン改定作業に併せ、2029(令和11)年度(予定)に実施します。

IV 体系図



	主要施策	ページ数
—	①政策・方針決定過程での女性の参画推進	16
—	①多様な視点を取り入れた防災体制の確立	16
—	②自治会活動・地域行事等におけるジェンダー平等の推進	16
—	①ハラスメント防止対策の実施・啓発	17
—	②ライフステージの変化に対応できる環境の基盤整備	18
—	①育児のための環境整備	18
—	②介護者のための支援の充実	18
—	①配偶者等からの暴力防止の啓発	19
—	②女性相談窓口の実施	21
—	③犯罪被害者相談窓口の実施	23
—	①女性相談窓口の実施(再掲)	24
—	②自立支援制度など行政サービス等の情報提供	24
—	①生涯を通じた健康の保持増進への支援	25
—	②心身の健康を保持するための市民活動の支援	25
—	①市民向け講座、市職員向け研修等の実施	26
—	②多様な性のあり方を尊重する環境整備	27
—	①子育て世代に対するジェンダー平等への意識啓発	27
—	②学校教育におけるジェンダー平等教育の実施	28

V 具体的な取組み

重点目標 1

誰もがあらゆる分野で主体的に参画できる機会の促進

あらゆる分野において男女ともに活躍できるよう、職場や地域活動においてもジェンダー平等男女共同参画を促進していきます

P. 7～8にあるとおり、R6市民アンケート結果では、「職場」、「地域、区・自治会活動」において、いずれも「平等」という回答よりも「どちらかといえば男性優位」という回答が上回りました。この結果から、いまだに女性が参画しにくい分野があることがうかがわれます。そのため、あらゆる分野において男女ともに活躍できるよう、職場や地域活動においてもジェンダー平等を促進していきます。

<2030（令和12）年度までの数値目標>

指標	現状値 (2024（令和6）年度)	目標値 (2030（令和12）年度)
みうらジェンダー平等（男女共同参画）プランの認知度	7.5%	20%以上
管理・監督職に占める女性職員比率（三浦市役所職員）	19.58%	20%以上
市が条例等で設置する審議会等への女性の参加率	28.4%	40%以上 60%以下
全避難所運営委員会組織への女性の参加率	13%	25%以上

●施策の基本方向1：あらゆる分野における女性の活躍促進

あらゆる分野において女性の意志が反映されていくよう、管理職を目指す女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を推進します

主要先進国に比べると、日本はいまだに「政治」「経済」分野において、ジェンダー平等という視点において後れを取っています。

本市においても、あらゆる分野における方針決定過程において、女性の意志が広く公平に反映されていくよう、管理職を目指す女性の人材育成や、市が条例等で設置する審議会等における女性の登用を推進します。

■主要施策

① 政策・方針決定過程での女性の参画推進

男女の意見が公平に政策・方針決定過程に反映されるよう、働きかけを行うほか、管理職を目指す女性を対象として、マネジメント能力の向上を支援するセミナーなどの情報提供を行います。

事業	担当課
「特定事業主行動計画(三浦市役所)」に基づく市職員の女性の職域拡大及び登用促進等	人事課
市が条例等で設置する審議会等への積極的な女性の参加促進	市民協働課
神奈川県等が実施するセミナー等の周知	

●施策の基本方向2：地域活動におけるジェンダー平等の促進

あらゆる人々が主体となって地域活動に参加ができるよう促していきます

本市では年々少子高齢化が進み、2035年(令和17年)には高齢化率が約49%になる見込みです。また、これまで地域活動の中心を担っていた方々が高齢となり、担い手の人材不足によりさまざまな地域活動が困難になってきています。そのため、これからの地域活動を維持し、また、今以上に活発なものにしていくには、年齢性別に関係なく、あらゆる人々が主体となって地域活動に参加ができるよう促していく必要があります。

■主要施策

① 多様な視点を取り入れた防災体制の確立

「防災基本計画(2025(令和7)年7月)」では、地域における防災対策の実施には、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要性が明記されています。ジェンダー平等の視点を取り入れた防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、これまで女性の参画が少なかった分野への女性の参画促進を行い、ジェンダー平等の推進を図ります。

事業	担当課
自主防災組織への女性の参画推進	防災危機対策室
全避難所運営委員会組織への女性の参画推進	

② 自治会活動・地域行事等におけるジェンダー平等の推進

持続可能な自治会活動に向け、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に多様な年齢層の参画を促進し、地域活動におけるジェンダー平等を推進していきます。

事業	担当課
自治会活動・地域行事等におけるジェンダー平等の推進	市民協働課

重点目標 2

誰もが活躍でき、働きやすい環境づくりの促進

多様で柔軟な働き方を推進し、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、働きやすい環境づくりを整備していきます

女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代（20代後半から30代）にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描く傾向がありましたが、近年では改善傾向にあります。しかし、雇用形態別にみると、女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳の59.7%をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況（「L字カーブ」）が注目されています。その理由としては、出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられています。

男女とも仕事と育児や介護を両立しやすくすることで育児や介護による労働者の離職を未然に防止することを目的として、育児・介護休業法が改正されましたが、育児休業等を取得する男性は女性に比べ依然として少ないのが現状です。

多様で柔軟な働き方を推進し、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、働きやすい環境づくりを整備していきます。

<2030（令和12）年度までの数値目標>

指標	現状値 (2024（令和6）年度)	目標値 (2030（令和12）年度)
男性の育児休業の取得率（三浦市役所職員）	60.0%	100%
保育所等の保留児童数	26人	0人

●施策の基本方向1：働きやすい環境づくりの整備

育児・介護支援の充実、テレワーク・フレックスタイム制など多様な働き方の利用促進、ハラスメント防止などの取り組みを進めます

■主要施策

① ハラスメント防止対策の実施・啓発

職場における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含むさまざまな労働問題の解決を図るため、関係機関に働きかけを行います。

事業	担当課
ハラスメント防止に向けた啓発	市民協働課
	人事課
	観光商工課

② ライフステージの変化に対応できる職場環境の基盤整備

個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、テレワークや多様な休暇制度の利用促進を行います。

事業	担当課
テレワークの促進と育児休業・介護休業制度等の定着等	人事課
市職員へのワークライフバランスに関する研修	
広報紙による啓発、講座等の実施	市民協働課

●施策の基本方向 2：職業生活における活躍支援

男女とも仕事と生活を両立し、ともに活躍していけるよう、子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備を行います

■主要施策

① 育児のための環境整備

子育て家庭のワークライフバランスの推進を図るため、多様化する様々なニーズに対応し、保育環境や放課後に児童が過ごす環境を充実させます。

事業	担当課
通常保育での保留児童の解消、民間保育所への支援、延長保育(預かり保育)への支援	子ども課
多様なニーズに対応する一時預かり事業の実施継続、病児・病後児保育利用料補助の実施、ファミリーサポートセンター会員による預かり(病後児保育を含む)の実施	
放課後児童クラブへの継続支援	
ファミリーサポートセンターの運営(※)	

(※) ファミリーサポートセンターとは、子育てのお手伝いをしてくださる方とお手伝いをしてほしい方を橋渡しすることにより、地域の中の子育てを支援する相互援助活動です。

② 介護者のための支援の充実

家族等の介護を担う方の負担を軽減するため、必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムの構築や、福祉サービスの提供など、介護の基盤整備を図ります。

事業	担当課
障害福祉サービスの提供	福祉課
地域包括ケアシステムの充実により、介護者を支援	市立病院
地域包括支援センターの総合相談支援	高齢介護課

重点目標 3

誰もが心身ともに健やかで、安心して過ごせるくらしの支援

女性に対するあらゆる暴力を根絶し、さまざまな困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、誰もが健やかで生き生きとくらすことができる社会を目指します

<2030（令和12）年度までの数値目標>

指標	現状値 (2024（令和6）年度)	目標値 (2030（令和12）年度)
「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	38.5%	50%以上

●施策の基本方向1：あらゆる暴力の根絶と相談体制の確保

暴力を未然に防ぐ取り組みを進め、各種相談窓口の周知、被害者の保護から自立の支援等、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。R6市民アンケート結果では、「暴力を受けたことがある」または「身近に暴力を受けた当事者がいる」「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した人の約32%は「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています。また、DVに関する相談機関についても、周知が行き届いていないことが課題として浮き彫りとなりました。配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。これらの暴力を未然に防ぐ取り組みを進めるとともに、各種相談窓口の周知をはじめ、被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

■主要施策

① 配偶者等からの暴力防止の啓発

暴力は「犯罪」であり、「人権問題」であるとの認識が高まるよう、広報紙やホームページを活用した意識啓発を行います。

DV（ドメスティック・バイオレンス）って？

「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者（夫や妻）、恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力をいいます。

暴力とは、身体に損傷を加える行為だけでなく、暴言を吐く、生活費を渡さない、性行為を強要する、交友関係を著しく制約するなど暴力になります。

【暴力の代表的な形態】

身体的暴力	殴る/蹴る/首を絞める/髪を持って引きずり回す/包丁で切りつける/階段から突き落とす/タバコの火を押し付ける/熱湯をかける 等
精神的（心理的）暴力	暴言を吐く/脅かす/無視する/浮気・不貞を疑う/家から締め出す/大事にしているものを壊す/こどもに危害を加えると脅す 等
経済的暴力	生活費を渡さない/女性が働き収入を得ることを妨げる/借金を重ねる 等
性的暴力	性行為を強要する/ポルノを見せたり、道具のように扱う/避妊に協力しない 等
社会的暴力（社会的隔離）	外出や親族・友人との付き合いを制限する/メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する 等
その他	「おまえは家事だけやればいいんだ」、「この家の主は俺だ」などを男性の特権のように振りかざす/暴力をふるう原因や責任を女性に転嫁する 等

デートDV	交際相手からの暴力
-------	-----------

ドメスティック・バイオレンスは、偶然起きた不幸な出来事ではなく、人権侵害であり、命に関わる危険な「犯罪」です。家庭内の暴力を外部に相談することは勇気のいることですが、自分やこどもたちの安全や将来のために援助を求めることは、人として大切な権利です。一人で背負い込まずに、相談機関等にまず相談してください。

資料：「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」をもとに作成

デートDVって??

恋人同士の間で起きる暴力のことを「デートDV」といいます。

デートDVとは、殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・束縛・経済的支配・性的な強要・SNSでの監視など、相手をコントロールしようとする様々な行為を指します。具体的には、メールやLINEの返信が遅いと責めたり、他の異性と口をきくなという「行動の制限」、人前でバカにしたり、脅す、大声で怒鳴るといった「精神的暴力」、デート代をすべて払わせる、または外で働かせない・仕事を辞めさせるといった「経済的暴力」、嫌がっているのに無理やりキスや性的行為を強要する「性的暴力」などがあります。

これは大人だけでなく、中高生などの若い世代にも大変身近な問題です。

「好きだから我慢する」のではなく、「暴力を認めない」「自分のことを大切にする」「相手のことも大切にする」ことで、お互いが対等な関係性を築くことが大切です。

② 女性相談窓口等支援の実施

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、女性相談窓口を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、配偶者等からの暴力被害者への切れ間ない支援を行います。

事業	担当課
相談事業の実施	市民協働課
	市民サービス課

< 女性相談・DV相談 窓口一覧 > ※2026（令和8）年3月現在の相談窓口です。

【三浦市】

○女性のためのDV相談及び一般相談（相談日時は年末年始・祝日を除く）

夫や恋人など親しい関係にある人から受けるDVの相談や、夫婦、家族のトラブル、セクシャル・ハラスメントなど女性の悩み全般の相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	会場	電話番号
女性相談支援員による相談 【予約制】 （市民協働課）	毎月第2・第4水曜日 10：00～12：00、 13：00～15：00 （※）	市役所	046-882-1111

※上記時間以外の月曜日から金曜日8時30分から17時15分までは、担当職員が対応

○法律相談（相談日時は年末年始・祝日を除く）

金銭問題、相続問題、親族関係、離婚、労働問題、近隣トラブルなど、弁護士が相談内容に応じて法律上のさまざまな問題の相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	会場	電話番号
法律相談 【予約制】 （市民サービス課）	毎月第2水曜日 13：00～15：00	市役所	046-882-1111
	毎月第4木曜日 13：00～15：00	初声市民センター または 南下浦コミュニティセンター	

【かながわ男女共同参画センター（神奈川県配偶者暴力相談支援センター）】

○女性のためのDV相談（相談日時は年末年始を除く）

配偶者（元配偶者）や恋人など親密な関係にあるパートナーからのDVに悩む方のため、相談員等の対応による相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号等
かながわDV相談LINE	月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 （祝日を除く） 14：00～21：00	
女性相談支援員による相談 （電話相談）	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～21：00	0466-26-5550
	土曜日・日曜日（祝日を除く） 9：00～17：00	

女性相談支援員による相談 (面接相談・予約制)	月曜日～日曜日(祝日を除く) 9:00～17:00	0466-26-5550
女性への暴力相談 「週末ホットライン」	土曜日・日曜日 17:00～21:00	045-534-9551
	祝日 9:00～21:00	
多言語による相談 随時対応言語： 英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語 予約により対応する言語： 中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、 インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、 クメール語、ロシア語	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～17:00 ※面接相談は16時まで(予約制)	090-8002-2949

○男性のためのDV相談（相談日時は年末年始・祝日を除く）

配偶者（元配偶者）や恋人など親密な関係にあるパートナーからのDVの被害に悩む方や、配偶者など親密な関係にあるパートナーへの暴力等の悩みの相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号等
かながわDV相談LINE	月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 14:00～21:00	
被害者の方の相談 ※面接相談は予約制	月曜日～金曜日 9:00～21:00	045-662-4530
DVに悩む方の相談	月曜日・木曜日 18:00～21:00	045-662-4531

【県】

○女性のための一般相談（相談日時は年末年始・祝日を除く）

仕事が減り生活が苦しい、社会とのつながりが持てないなど、日々の不安や生活上の課題について相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号等
かながわ女性の不安・困りごと 相談室（かながわ女性相談室） （電話・メール） ※面接相談は予約制	月曜日～金曜日 9:00～17:00	0467-46-2110 kanagawa@inclusion-net.jp
かながわ女性の不安・困りごと 相談室（かながわ女性相談室） （LINE）	月曜日・火曜日 10:00～13:00	
	木曜日・金曜日 13:00～16:00	

【国】

○女性の人権問題に関する相談（相談日時は年末年始・祝日を除く）

DV、ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐる様々な人権問題について相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
みんなの人権110番	月曜日～金曜日 8：30～17：15	0570-003-110 (ナビダイヤル1)

③ 犯罪被害者相談窓口の実施

警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供します。

事業	担当課
犯罪被害者相談の実施・啓発	市民協働課

< 性犯罪・性暴力被害者相談 窓口 > ※2026（令和8）年3月現在の相談窓口です。

【神奈川県】

○性犯罪・性暴力の被害に関する相談

性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族からの相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター 「かならいん」（電話）	24時間365日受付	#8891 または 045-322-7379
かながわ性被害相談 LINE	毎週火・木・金・日曜日16時～ 21時	ID：@171vtizt 

緊急時（事件発生時）は、110番へ！

●施策の基本方向2：困難な問題を抱える女性等に対する支援

困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援を行っていきます

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。また、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化の課題が浮き彫りとなりました。

困難な問題を抱える女性等に対する支援については、2024（令和6）年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援を行っていきます。

■主要施策

① 女性相談窓口の実施

さまざまな困難な問題を抱える女性の幅広い相談に対応できるよう、相談窓口の周知を行っていきます。

【三浦市】

○女性のためのDV相談及び一般相談（再掲）

相談窓口（担当）	相談日時	会場	電話番号
女性相談支援員による相談 【予約制】 (市民協働課)	毎月第2・第4 水曜日 10:00~12:00、 13:00~15:00 (※)	市役所	046-882-1111

※上記時間以外の月曜日から金曜日（祝日は除く）8時30分から17時15分までは、担当職員が対応

【県】

○困難な問題を抱える女性のための一般相談（相談日時は年末年始・祝日を除く）

経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な問題を抱える女性からの相談をお受けします。

相談窓口（担当）	相談日時	電話番号
女性電話相談室（県立女性相談支援センター）	月曜日～金曜日 9:00～16:40	0570-550-594

② 自立支援制度など行政サービス等の情報提供

ひとり親家庭において、経済的困難や孤立など多くの課題を抱えてる方や、障害等の理由により、一般就労に就くことが困難な方などの課題に対し、状況に応じた行政サービス等の情報提供や自立に必要な相談支援、援助を行っていきます。

事業	担当課
母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談の周知	子ども課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	
自立支援についての給付（高等職業訓練給付金・特定高等職業訓練給付金事業）の実施継続	
各種医療費の助成	子ども課・福祉課
就労促進・職場定着の援助	
生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施	福祉課

●施策の基本方向3：生涯にわたり心身の健康を保持するための活動の支援

積極的な社会参加を通じて、心身の健康を保持するための活動を支援します

ライフプランや性特性を踏まえた健康に関する理解の促進を図るとともに、セルフケアによる疾病予防や健康増進、積極的な社会参加を通じて、いつまでもいきいきとした生活が送れるよう心身の健康を保持するための活動を支援します。

■主要施策

① 生涯を通じた健康の保持増進への支援

生涯を通じた健康支援の取り組みとして、自らの健康状態を知るためのがん検診・健康診査を受けることができるよう環境を整えるとともに、健康教育等による情報の提供及び健康相談等による健康生活習慣の習得や生活習慣の改善支援を行います。

事業	担当課
がん検診、健康診査、健康教育、健康相談、健康づくり支援の実施	健康づくり課

② 心身の健康を保持するための市民活動の支援

一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、心身の健康を保持するための生きがいづくりや社会参加等の取り組みを支援します。

事業	担当課
シルバー人材センターの周知	高齢介護課
三浦市民交流センターが実施する市民活動支援	市民協働課

コラム

重点目標 4

ジェンダー平等の実現に向けた意識改革と基盤整備

性別に捉われず自らの意志で多様な選択が可能となるよう、ジェンダー平等の実現に向けた意識改革と基盤整備に取り組みます

R6市民アンケート結果では、家族のあり方について、「男性は仕事、女性は家庭」がよいと思うかという問いに対して、「思う」という回答が約14%あり、R1市民アンケート結果の「賛成」(21%)よりは減少したものの、いまだに固定的性別役割分担意識が根強く残っていることが分かりました。性別に捉われず自らの意志で多様な選択が可能となるよう、幅広い年齢層に対し、ジェンダー平等の実現に向けた意識改革と基盤整備に取り組みます。

また、性的マイノリティ(LGBTQ+)の人々が、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について理解し、互いに認め合える社会を目指します。

<2030(令和12)年度までの数値目標>

指標	現状値 (2024(令和6)年度)	目標値 (2030(令和12)年度)
「男性は仕事、女性は家庭」がよいという固定的性別役割分担意識の解消	13.9%	7%以下

●施策の基本方向1：固定的性別役割分担意識等解消のための意識改革と制度の整備

固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消を図り、ジェンダー平等の実現を目指します

固定的性別役割分担意識とは、「男性は仕事、女性は家庭」といったように、家庭、職場、地域等さまざまな場面で、性別によって役割を固定的に分ける考え方のことで、この意識は、ジェンダー平等社会の実現を阻む根強い課題です。また、アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)の存在により、無意識のうちに性別や見た目等により、差別・区別をしてしまっているおそれもあります。

こうした固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消を図ることで、一人ひとりが多様性に富んだ自分らしい生き方ができる、ジェンダー平等の実現を目指します。

■主要施策

① 市民向け講座、市職員向け研修等の実施

ジェンダー平等について理解を深めるため、神奈川県やNPO等と連携しながら、各種啓発講座等を実施します。

事業	担当課
市職員に対するジェンダー平等研修	市民協働課
市民向けジェンダー平等講座の実施	

② 多様な性のあり方を尊重する環境整備

性の多様性を認め合うことは、誰もが「自分らしく」生きられる社会を実現するための重要な課題の一つです。本市は、戸籍上の性別にかかわらず、誰もが自らの人権を尊重され、多様性を認め合える平等な社会の実現を目指し、2021（令和3）年1月からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。性的少数者や事実婚カップルの方々の生きづらさ等の負担を軽減し、多様な性のあり方を尊重する環境整備を継続していきます。

事業	担当課
パートナーシップ宣誓制度の普及、サービスの拡充	市民サービス課
市職員に対する性的多様性等に関する研修	福祉課

●施策の基本方向2：こども・若年層へのジェンダー平等意識の育成

誰もが個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、こどもや若年層に対する意識啓発に取り組みます

共働き世帯が増加する一方で、依然として根強い固定的性別役割分担意識等が解消されていません。将来を担うこどもや若者が、性別に捉われずに将来を見通した自己形成ができるよう、若い世代への意識啓発を充実していく必要があります。

早い時期からジェンダー平等への意識を育み、固定的性別役割分担意識等に捉われず、個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、こどもや若年層に対する意識啓発に取り組みます。また、ジェンダー平等の推進に資する教職員への啓発や、スクール・セクハラ根絶等、学校現場におけるジェンダー平等の基盤整備を促進します。

■主要施策

① 子育て世代に対するジェンダー平等への意識啓発

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消のためには、幼少期から固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を生じさせない環境づくりが重要なため、子育て世代に対するジェンダー平等への意識啓発を行い、家庭内における家事・育児等の固定的な性別役割分担意識の解消や、こども自身の選択を妨げない個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるような子育ての必要性を啓発していきます。

事業	担当課
（仮）みうらジェンダー平等ニュースによる啓発	市民協働課

② 学校教育におけるジェンダー平等教育の実施

各小・中学校の人権教育担当者を中心に、ジェンダー平等をテーマとした人権教育を推進します。

また、中学校の公民の授業において、ジェンダー平等社会の基本等について学ぶことで早い時期からジェンダー平等への意識を育み、多様な性のあり方について互いに違いを認め、性差に偏見のない意識の醸成を図ります。

事業	担当課
教育現場におけるハラスメント防止に向けた啓発	学校教育課
各小・中学校におけるジェンダー平等をテーマとした人権教育の推進	